

前回の委員会までの議論の整理（委員長整理）（たたき台）

1 浄化槽の維持管理に係る業務の在り方

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方についての検討は、平成17年の法律改正に伴う省令事項等の検討とともに、本専門委員会の設置に際して、急ぎ行う必要があるとした事項である。

審議に当たっては、検討を行うための基本的考え方として、それぞれのバランスを考えつつ、浄化槽の設置目的である「環境保全性」とともに、浄化槽管理者・使用者（以下「使用者等」という。）が必要な情報を得ることができる「透明性・説明責任性」及び使用者等の負担軽減を図る「経済効率性」を採用した。これは、浄化槽の維持管理に係る業務の在り方について使用者等から「わかりにくい」との声もあり、このことが浄化槽に対する不信感や負担感につながっていることも否定できないと考えたからである。

以下の整理についても、浄化槽に対する信頼や納得を確保するため、使用者等の立場に立ってこれを行うこととした。

（1）透明性・説明責任性の向上

ア 浄化槽全般に関する理解の促進

生活排水については、他の廃棄物とは異なり、住民自身が処理をしたり、直接運び出したりすることは極めて少ないことから、通常、住民は、浄化槽の維持管理等浄化槽にかかわる法令の内容についてのみならず、浄化槽がどのようなものかについても十分な知識を有していない。

このため、浄化槽を設置する前に、行政や浄化槽関連業界等が連携して説明会等を実施するなど、浄化槽の役割、維持管理やその必要性を説明することが必要。

説明会を実施するなどの際には、保守点検業者、清掃業者等とともに、住民等と初めて接する工事業者等の協力が重要。

また、浄化槽に直接関係する事項のみならず、水環境保全の必要性、生活排水処理計画の内容等についても説明を行う方が住民の理解を得られやすいとの指摘がある。

なお、行政は、浄化槽に関する諸手続を容易に行うのに必要な情報について、説明会のみならずインターネット等で常に公開することが必要。

また、使用者等が浄化槽の適切な設置や維持管理に達成感を持つことにつながるように、使用者等に対する働きかけを行うことが必要であり、例えば、浄化槽について適切な設置、使用及び維持管理を行うことにより、水質保全に貢献している使用者等を表彰することなどを検討することが必要。

イ 維持管理業者全般に関する情報の提供

住民が浄化槽を設置することを決め、維持管理の重要性を理解しても、どのような業者に委託すべきなのかについてわからないことが考えられる。

このため、各業者は、業務内容、自らが関与した法定検査の結果等自らの情報を提供することが必要。

また、行政及び浄化槽関係者は、質の高い業務を提供し、料金体系や会社の状態などを公開する透明性の高い事業者に関する情報を提供するシステムを構築することが必要。

さらに、将来的には、浄化槽関係者が持つ保守点検の内容、清掃の内容、検査の結果等浄化槽に関する情報を一元化し、浄化槽に関する信頼性を確保するため必要な情報を公開できるシステムの構築を目指した検討も必要。

加えて、料金が適正であるかどうか使用者等が判断できるように、料金について実態を調査し公表することが必要。

ウ 委託後の維持管理業務に関する情報の提供

使用者等は、維持管理業者に委託を行った後においても、当該業者がどのように業務を実施し、それが適切なかわからないことが考えられる。

このため、委託を受けた各業者は、浄化槽の状態はもちろん、作業の内容及び必要性を説明することが必要。これらの説明が確実に行われるように法令等により求められている記録や各業者からの説明の項目を改めることが必要。

また、保守点検や清掃については、法定検査の結果に応じて実施することが必要であることから、法定検査に当たっては、指定検査機関は、第三者性を保ちつつも、検査の結果のみならず適切な保守点検や清掃が行

われるための情報を使用者等に提供することが必要。その際には、使用者等に対し、浄化槽が良好な性能を発揮できるように、判定の理由や不適正な場合の問題点など管理に必要な事項をわかりやすく説明すべき。

さらに、清掃については、浄化槽の状態に応じて実施することが必要であることから、保守点検業者は、保守点検の結果のみならず適切な清掃が行われるための情報を使用者等に提供することが必要。

加えて、使用者等が保守点検及び清掃の作業内容を容易に理解できるような情報を提供することも必要。

一方、各業者は、使用者等に対し、どのような作業でどのような料金が発生するかなど料金設定について説明を行い、委託内容と料金との関係を明白にすることが必要。

エ 業務の連携

保守点検、清掃及び法定検査の連携が不十分であるため、使用者等にとって、各々の業務の時期、内容、必要性やそれぞれの関係について理解しづらくなっており、使用者等の不信感を醸成することにもつながっている。

このため、事業者間の十分な連絡を図ることはもちろん、法定検査や他の作業の結果に応じて効率的な維持管理を行える体制を構築することが必要。

(2) 経済効率性の向上

ア 保守点検

浄化槽の保守点検については、通常の使用状態において、処理方式や浄化槽の種類ごとに定められる期間ごとに1回以上行うこととされており、また、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前述の規定にかかわらず、必要に応じて行うこととされている。

保守点検の業務については、必要にして十分な保守点検が行われているかどうか重要であるが、使用者等から見てわかりにくいとの意見がある。

定められた期間ごとに1回以上という保守点検回数の規定については、複雑な規定を設けるのではなく、基本となる回数を規定するとともに、個別の事情がある場合にそれらを網羅的に規定することは極めて困難であることから、「以上」という語を用いてカバーするとの趣旨であっ

たとえられる。この規定により定められる回数については、現在のところ、直ちに直すべき根拠は見当たらず、また、事実上、国土交通大臣の認定や全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録における前提として取り扱われていることから、現行の規定の下においても、「以上」という語が用いられているものの、標準とみなしても差し支えはないのではないかと考えられる。したがって、保守点検業者においては、これらの趣旨を踏まえて、定められた期間中に1回を超えて保守点検を行う場合には、使用者等の十分な理解を得られるようにその必要性和作業内容を詳細に説明すべき。

イ 清掃

浄化槽の清掃については、その技術上の基準に従い、毎年1回行わなければならないと規定されている。

どのような使用状態であっても同じに清掃しなければならないのか、料金が必要以上支払われている場合があるのではないかという意見がある。

このため、使用人数に比べはるかに大きな人槽の浄化槽を使用している場合などにおいて、浄化槽の汚泥等がたまりにくい状況が法定検査等で確認できるのであれば、汚泥等の引き出しを全量とされているところを適正量とするよう見直すことが必要。また、必要に応じ、清掃を年1回以上行う理由を詳細に説明することが重要。

また、清掃業の許可等に当たっては、使用者等に過剰な負担がかかることがないように、公正競争の観点にも留意することが必要。

ウ 法定検査

法定検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正になされているかを確認するものであり、総合的に勘案を行うとして、外観検査、水質検査及び書類検査の多岐にわたる内容を対象としているが、これにかかる手間や費用が大きいという意見がある。

このため、法定検査の内容について、環境保全の観点を踏まえつつも使用者等の負担を軽減する観点から、前回の法定検査が良好であれば検査項目を減らしたり、透視度が一定以上であればBOD検査を不要としたりするなど、簡素化を検討することが必要。

(3) 環境保全を支えるための信頼性の向上

ア 指定検査機関

法定検査については、平成 17 年の浄化槽法改正において、都道府県等に対する検査結果の報告義務が定められるなど、法定検査の結果により都道府県等が使用者等への指導等の措置をとる体制が強化されたことから、指定検査機関の検査技術や体制を確保することが重要。

このため、指定検査機関においては、精度管理などのシステムを導入するとともに、公正・中立を保つための内部チェックが働くような体制を整備することが必要。

そのほか、指定を行う都道府県が、指定検査機関に対し、検査結果の信頼性を高めるとともに、全国的に整合的な判定ができるように、適切な指導を行うことが必要。

イ 都道府県等

行政処分等の概況については、都道府県政令市ごとの実施件数とその内容に差が大きい。

このため、行政が使用者等に対し指導等を行う際には、その内容の統一を図るとともに、単に改善を指導するのではなく、委託業者の業務の内容についても指導するよう配慮等を行うことが必要。

2 国民への普及啓発の一層の推進について

使用者等を始め国民から浄化槽について十分な理解が得られておらず、これが法定検査の受検率が低迷する一因ではないかとの指摘があるなど、浄化槽の維持管理に係る業務の在り方と密接な関係があることから、併せて「普及啓発の一層の推進」について審議を行うこととした。

なお、普及啓発は、浄化槽に関するすべての課題に密接に関係することから、今後も他の課題の検討状況に合わせ検討を行うことが必要。

ア 既存の使用者等への普及啓発

平成16年度末現在において、浄化槽は約230万基の浄化槽が設置されており、毎年、新規に設置される浄化槽よりもはるかに数が多い。

このため、新規の設置者に対する説明会などに加え、既存の使用者等に対しての普及啓発も併せて充実させるべき。

イ NPO等との連携

NPO等による環境保全活動や環境教育等が近年、盛んに取り組まれてきているところ。

このため、このような取組に浄化槽に関する事項が取り入れられるように教材やカリキュラム等を作成するとともにその存在を周知することが必要。

3 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽については、1日1人当たりの汚濁負荷が浄化槽の約8倍と推計される点からはもちろん、単独処理浄化槽以外の浄化槽の適切な維持管理の重要性に対する使用者等の疑問につながりかねない点からも、その対策は重要である。

将来的な目標として、時限を切って単独処理浄化槽の全面廃止が望ましい。ただし、単独処理浄化槽が浄化槽に転換できないまま使用禁止となった場合には、その家屋においては便所が使用できない等の問題が生じることとも考慮することが必要。今後とも、その時点ごとの単独処理浄化槽の設置状況や問題点を踏まえた、適切な施策が行えるよう検討を続けることが必要。

ア 普及啓発

単独処理浄化槽の転換を進めるためには、単独処理浄化槽の使用者等に単独処理浄化槽について環境保全上の問題点があることを理解してもらう必要がある。

このため、一般の国民でも簡単に単独処理浄化槽の問題点がわかるような説明と比較基準が必要。

また、単独処理浄化槽の設置が違法と認識していても、単独処理浄化槽と浄化槽の区別がつかないことも考えられることから、区別方法の周知など対策をとるべき。

イ 環境保全活動等との連携

地域住民の諸活動や学校教育において、環境保全のための様々な取組がなされている。

このため、単独処理浄化槽についても、環境保全上の問題として、環境保全活動や環境教育等とも連携して対応することが必要。

ウ 廃止される単独処理浄化槽の適切な処理

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）という、3つのRの推進を通じて、循環型社会の構築に向けた取組が重要。

このため、単独処理浄化槽の廃止に当たっては、雨水貯留槽への再利用等の廃止された単独処理浄化槽の有効利用を進めるなど、3Rの考えに基づき適切な処理を行うべき。